

会議録

会議の名称	平成17年度保健福祉審議会（第3回）
開催日時	平成18年1月27日（金） 19時00分 から 21時00分まで
開催場所	西東京市防災センター6階講座室2
出席者	阿副会長、百濟委員、吉岡委員、小美濃委員、清水（浩）委員、清水（文）委員、赤塚委員、玉置委員、星川委員 （欠席：川村会長、橋本委員、高橋委員） （事務局）岡山保健福祉部長、三芳保健福祉総合調整課長、波方介護保険課長、池澤高齢福祉課長、森下保健福祉総合調整課課長補佐、工藤主任、下田高齢福祉課高齢者係長、榎本主査、植田主任、本田主任、平松主事、守矢主事、加藤主事、菅原主事
議題	1 西東京市高齢福祉課で実施している事業の新たな居住費（滞在費）及び食費の利用者負担金のあり方について
会議資料の名称	1 平成17年度保健福祉審議会（第2回）会議録 2 「西東京市保健福祉部高齢福祉課で実施している事業の新たな居住費及び食費の利用者負担金のあり方について」（答申案）かがみ文 3 資料1 西東京市保健福祉部高齢福祉課で実施している事業の新たな居住費（滞在費）及び食費の利用者負担金のあり方について（答申案） 4 参考資料 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録
会議内容	
<p>事務局：</p> <p>ただ今から第3回保健福祉審議会を開催いたします。本日の議題は前回に引き続いて、「西東京市保健福祉部高齢福祉課で実施している事業の新たな居住費及び食費の利用者負担金のあり方について」のまとめをお願いします。</p> <p>本日は会長が欠席ですので、副会長に議事進行をお願いします。</p> <p>副会長：</p> <p>まず、前回の会議録について、確認をお願いします。</p>	

副会長：

特にご意見が無いようですので、第2回会議録については、承認いたします。
事務局より資料について、説明を求めます。

- 事務局より、資料に基づき説明 -

副会長：

事務局で前回までの議論を踏まえた上で答申案を作成しました。それについてご意見を伺います。まず、高齢者在宅サービスセンター事業における食費の利用者負担金について伺います。

委員：

答申案によると、食費を600円と設定しているが、600円だとすると市内の他の事業所の平均より安く設定されることになり、市民として不公平感が生まれることにならないか。

事務局：

市内の事業所の平均が672円であり、その中でも料金設定には幅がある。行政の設置する施設の役割を踏まえたうえで、今回600円という金額を設定している。

委員：

利用者も介護保険法の改正により食費が上がるという情報は知っている。ですので、少しずつ、金額を上げるのではなく、今回適正な金額を設定するというのも必要ではないか。

委員：

前々回会議で配布された資料の市内事業所の料金について、630円以下の事業所については、弁当を取って、汁物等を付け加えて提供しているそうです。また、650円くらいを設定しているのは、特養と併設型の事業所で、それ以外は単独型の事業所で独自に調理場を設置している事業です。利用者の不公平感を生まないためには、市内の事業所の平均値にも近い、特養併設型の事業所の設定している金額でもある、650円に設定するのが妥当であると考えます。また、答申案には低介護度の方を受け入れることが行政の設置する施設の役割であるとの説明があったが、実際は、市内の事業所は定員割れをしている施設が多くある。また、重介護度の方の受け入れ先が無いというのが現状でもあるので、今後行政に期待するのは、重度の方の受け入れ手としての役割である。

委員：

答申を出すにあたっては、根拠が重要になると考えるので、結果的に根拠が2重になっ

ている答申案の額がよいと考える。

委員：

低所得者に対する減免措置について、無理であると判断した根拠についてお聞きしたい。また、答申案にある「食費の実費相当額の縮減に努める」とあるが、縮減の方法についてはどのような方法を考えているのか。また、3施設について、今後も直営で運営し、税金を投入することの説明を求めたい。

副会長：

まず、低所得者に対する減免については、市内の他の事業所も行っていないのに今回諮問されている3施設で行うことは現実として難しいのではないかと。

委員：

今回の法改正の趣旨として、施設入所者と在宅の方との均衡を図るとのことであったが、施設入所者で低所得者の方に対する減免措置は講じられているのに、在宅の方にはそのような措置が講じられていない。その中で、適正な負担を利用者に求めると同時に、低所得者の方に必要な措置を講じてもらいたい。

副会長：

国の制度として決定している事項について、市として独自の施策を講じることが可能かどうかは、この会議の中で話し合うには、無理があるので、今回の諮問の内容に沿って、食費の設定に絞って議論を進めさせていただきたい。

事務局：

国のQアンドAの中で、「グループホームや特定施設、デイサービスについても、介護施設入所者と同じように、食費や、居住費についても、低所得者対策を講じるべきではないか。」という問いに対し、「特別養護老人ホームと異なり、グループホームや特定施設、デイサービスは、在宅サービスであり、在宅での食費や家賃について介護保険制度として、補足的給付、いわば低所得者対策を行うことは適切ではない。」というのが国の考え方である。

委員からご要望のあった件につきましては、予算編成の際に議会で討論されることになると思います。

副会長：

先ほど委員から「根拠づけ」が重要であるとお話があったが、答申案の根拠についてご意見を伺いたい。

委員：

答申案の基準としているのは、市内の事業所の平均値を取っているが、それが根拠になるのか。

副会長：

地域差もあるので、各市の平均値を取るよりは、市内の事業所の平均値を取るのが適切であると考えます。

委員：

他の審議会等での審議は、他市の動向を参考にすることが多いので、各市の動向を参考にするのが適切だと考えるが。

副会長：

介護保険については、都内でも地域差があるので、各市のものを取るよりは市内の事業所のものを取るのが適切であると考えている。

委員：

3施設については、今後その必要性等を勘案して、残していくべき施設かどうなのかをお伺いしたい。

事務局：

介護保険制度創設時に、基盤整備したもので、利用者の要望として残していくべきものだと考えている。利用者数は、定員制であるので、施設としての利用者数は変わらない。

また、現在は市の直営となっているが、指定管理者制度の導入等について今後も検討を続けていく。

委員：

実費相当額の半額を利用者負担としているが、残りの半分は市の負担となるのか。

副会長：

人件費分と食材費の半額で算出しているので、丸々半額を市の負担ということではない。

委員：

利用者負担が増加して、低所得者がサービスを利用することができなくなることを懸念している。

根拠としては、市内の事業所の平均額を根拠としたほうがよい。併せて実費相当額1191

円の半額に相当するということも明記してもらいたい。

副会長：

答申案をまとめていきたいと思いますが、600円ということでは異議がないということによろしいですか。

委員：

諮問の内容としては、食費をいくらに設定するかということですので、利用者とするれば、少しでも料金が低い方がよいと考える。ただし、実費相当額の1191円については、縮減の可能性があるとのことなので、この算出方法によれば、実費相当額が低くなれば利用者負担の金額も低くなる可能性があるため、それが残念である。市内の事業所の平均額を取るとするのは妥当であると考えている。

副会長：

算出方法については、各事業所によって運営形態等が様々であるので、難しいところではあるが、市内の事業所の平均を取るとするのは、ひとつの方法としては、よいと思う。

委員：

実費相当額の1191円は高いという認識であるので、600円の算出根拠は別に求めた方がよいのではないか。

副会長：

前回もお話しましたが、どの事業所も実際にかかった費用とは別に、食費に関しては、利用者、事業者各々が半分ずつの負担としている。その根拠を実際に示すのは、どの事業所でも難しいと思う。

委員：

行政が行っているのだから、市内の事業所の平均よりも安い600円を設定することは、問題ないと思うが、「実費相当額の縮減に努めるべきである」ということを審議会として求めることを付記すべきであると考えている。

委員：

2分の1の根拠は何か。

事務局：

2分の1の根拠は、これらの施設、行政のかかわり等を勘案して出したものであり、料金設定としても、妥当な金額であると考えている。

実費相当額については、例えばこの金額が、今後下がった場合については、そこから算出した金額が、他の施設と比較して妥当な金額であれば、採用することになる。

委員：

そのときには、市内の事業者の平均額ではなく、市内の事業者の変更された差額の平均額を取るべきではないかと私は考えています。

副会長：

根拠の出し方についてはなかなか難しい中で設定することになると思うが、実態として、市内の事業所のデイサービス利用者の中でも、利用者負担金については、法改正等の理由によるものであるので、利用者は概ね納得しているとのことで各事業所から話を聞いているのでそれが実態だと考えている。

高齢者在宅サービスセンター事業における食費の利用者負担金について、ご承認いただきたいのですがよろしいですか。

各委員：

異議なし。

副会長：

答申案の基本的な設定の仕方は、先ほどの高齢者在宅サービスセンター事業における利用者負担金と高齢者生きがい対応デイサービス事業における食費の利用者負担金及び老人福祉センター「はつらつサロン事業」における食費の利用者負担金については、同じような形態で行っているものであるので、同じ考え方で答申案のとおり承認するのでよろしいですか。

各委員：

異議なし。

副会長：

次に高齢者配食サービス事業における食費の利用者負担金についてご意見ございますか。

委員：

答申案に「安定的に継続する」とあるが、それはどういう意味ですか。

事務局：

年々高齢化が進む中で、この事業については国の補助が廃止となった中でも、市として

事業を継続する考えである。そういう状況の中でも、今後も安定した事業の継続をするためにも応分の負担をご利用者の方からいただくことが必要であると考えている。

副会長：

反対意見が無いようでしたら、答申案について、承認いただきたいと思います。

各委員：

異議なし。

副会長：

続きまして高齢者緊急短期入所事業における滞在費及び食費の利用者負担金についてご意見を伺います。

委員：

実質の値上げは380円ということですか。

事務局：

基準となるのが、利用料が1000円、食事が1380円となります。現状は、利用料が1000円、食事が1000円となっているので、380円上がるということになる。ただし、生活保護の方又は住民税非課税の方については、内訳は若干変わるが、ほぼ現在と同額になる。基準費用額で利用する場合は380円上がるということになるが、これについては、調理費部分が自己負担になるということであるので、改正の趣旨にも合致することから、この基準費用額を採用している。

委員：

高齢者配食サービス事業の対象者について、ご本人の状態により、見守りが必要な方について、ご本人以外の方による申請等の配慮はなされているのか。

事務局：

要件に合致する方であれば、ご本人の希望があれば、誰でもご利用いただけるようになっている。

副会長：

高齢者緊急短期入所事業における滞在費及び食費の利用者負担金についても答申案にご承認いただくということによろしいですか。

各委員：異議なし。

副会長：

答申案については、本日会長が欠席ですので、会長に本日の会議録とともにご覧いただいて、多少修正する場合等がありましたら、会長と副会長に一任させていただいて、事務局で修正するというかたちでよいか。

各委員：

異議なし。

副会長：

以上で、諮問された議題について審議を終了します。皆様ご協力ありがとうございました。